

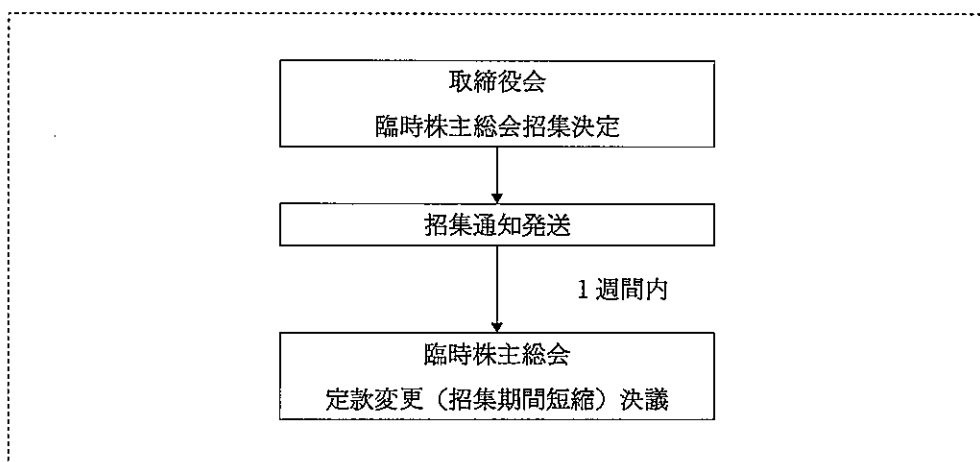
第1 株主総会の開催前

○譲渡制限会社が招集通知の発送期間を1週間に短縮するとき

事例

当社は、昭和10年に設立された資本金が1,000万円で、譲渡制限規定を設けている非公開同族会社ですが、相続等により現在株主が70名ほどとなり、正直株主総会の2週間前に招集通知を発送することはかなりの負担となっています。譲渡制限会社でも2週間前に発送する必要があるのでしょうか。またこれを短縮することは可能でしょうか。そのためにどのような手続が必要でしょうか。

手続の流れ



ポイント

◆事例のようにすべての株式について譲渡制限を行っている会社は、書面による議決権行使やインターネットによる議決的行使を定めない限り招集通知の発送期間は会社法において1週間に短縮されています。

- ◆また取締役会を設置していない会社の場合は定款で定めて株主総会招集通知の発送期間をさらに短縮できます。
- ◆また、取締役会を設置しておらず、書面またはインターネットによる議決権行使を認めていない会社の場合、通知に書面を要しません。

1 株式譲渡制限会社の招集通知発送期限

株主総会等の招集通知発送期限については、これまで、株式会社については、原則、株主総会の会日の2週間前（株式譲渡制限会社については1週間前を限度として定款による短縮が可能）（旧商232①）、有限会社については、原則、社員総会の会日の1週間前（定款による短縮が可能）（旧有限会社36）とされていましたが、会社法は、公開会社（株式の譲渡制限を一部またはすべての株式について設けていない会社）については、従来どおり2週間前とし、株式譲渡制限会社については原則を1週間前に改めました（会社299①）。したがって、株式譲渡制限会社については、従来のように定款に定めなくとも、株主総会の招集通知は、1週間前までに発送すればよいこととなります。

ただし、株式譲渡制限会社が書面投票（会社法298①三）や電子投票（同項四）を採用した場合には、逆に定款をもってしても1週間に短縮することはできない点に注意してください。

2 取締役会非設置会社における定款による短縮

会社法は、株式会社の機関設計の自由化が図られています。特に、株式会社にあっても取締役会を設置しないことが認められる点が重要です（会社326②）。ただし、公開会社については取締役会の設置義務が法定されているので、取締役会の非設置は、株式譲渡制限会社にのみ認められた特権ということが出来ます（会社327①二）。

株式譲渡制限会社が取締役会を設置しない場合には、1週間前という招集通知の発送期限を定款でさらに短縮することができます。特に下限はありません。定款を変更して3日前とか5日前といった日を招集通知の発送期限として定めることができます。株式譲渡制限会社で、会社法施行前に「1週間前」という短縮規定を定款に定めている場合には、不要となったことにより削除するという選択肢とともに、取締役会非設置会社の場合には、その規定の「1週間前」という期限を「3日前」というかたちに改めることによって、相対的記載事項として存続させることも検討

してみてください。

3 招集の方法

会社法施行前は、すべての株式会社について、招集通知を書面または電磁的方法で送ることが義務付けられており（旧商232①②）、会社法の下でも、取締役会設置会社については、従来どおり書面または電磁的方法によることが義務付けられています（会社299②二）。ただし、取締役会を設置していない会社については、招集の方法について特に制限を設けておらず、口頭による通知など適宜の方法によることができます。ただし、この場合も、書面投票（会社298①三）や電子投票（会社298①四）を採用した場合には、招集通知は書面または電磁的方法によることとされていますので注意してください（会社299②一）。

また、議決権を有するすべての株主全員の同意があるときは、招集通知を省略することが認められていますが、書面によらない通知の場合と同様の趣旨から、書面投票や電子投票を採用した場合には、全員一致があっても招集手続を省略することはできない点に留意する必要があります。

関係書類

主な関係書類の名称
(1) 定款で定める招集通知発送期間の短縮 <input type="radio"/> 取締役会議事録 <input type="radio"/> 株主総会招集通知 <input checked="" type="radio"/> 臨時株主総会議事録 <input type="radio"/> 株主総会決議通知
(2) 議決権を有する株主全員の同意による招集手続の省略 <input checked="" type="radio"/> 取締役会議事録 <input checked="" type="radio"/> 議決権を有する株主全員の同意書 <input checked="" type="radio"/> 臨時株主総会議事録

○株主総会決議通知

●臨時株主総会議事録

議案 定款一部変更の件

議長は、下記要領にて定款の一部変更を行いたい旨を詳細に説明し、その可否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権3分の2を超える多数の賛成をもって原案どおり承認可決した。

記

1. 会社法（平成17年法律第86号）の施行により、機動的に株主総会を開催することができるように株主総会招集通知の発出期間を1週間よりさらに短縮することが可能となったので、現行定款第15条（招集）第4項を変更する。

<定 款 変 更 案>

（下線部分を変更）

現 行 定 款	変 更 案	備 考
<p>第3章 株主総会</p> <p>（招 集）</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定に基づき</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>（招 集）</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定に基づき</p>	

第3章 株主総会の開催 第1 株主総会の開催前

<p>社長がこれを招集する。</p> <p>3 社長に差支えがあるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>4 株主総会の招集は、会日から<u>1週間前</u>までにその通知を發する。</p>	<p>社長がこれを招集する。</p> <p>3 社長に差支えがあるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>4 株主総会の招集は、会日から<u>5日前</u>までにその通知を發する。</p>	<p>機動的に株主総会を開催するため新設</p>
--	---	--------------------------

●取締役会議事録

<p>第○号議案 臨時株主総会招集の件</p> <p>議長は、議決権を有するすべての株主の同意を得て、招集手続をせず下記のとおり臨時株主総会を開催したい旨詳細に説明し、その可否を諮ったところ、出席取締役全員の賛成をもって原案どおり承認可決した。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 日時 平成○○年3月19日(○曜日)午前○○時より</p> <p>2. 場所 東京都千代田区○○町一丁目2番3号 ○○会館 ○階会議室</p> <p>3. 会議の目的事項 (決議事項) 議案 定款一部変更の件 下記要領にて定款の一部変更を行いたい。</p>
--

[注] 本取締役会は、平成○○年3月13日に開催されています。

●議決権を有する株主全員の同意書

平成〇〇年3月19日開催の貴社臨時株主総会が、会社法所定の招集手続を経ずに開催されることに同意します。

平成〇〇年3月16日

東京都新宿区〇〇町一丁目2番3号

議決権を有する所有株式数

〇〇〇〇株 甲 野 太 郎 印

〔注〕押印は、株主届出印になります。

●臨時株主総会議事録

平成〇〇年3月19日午前〇〇時〇〇分、〇〇会館〇階会議室において臨時株主総会を開催した。

総株主の数 〇名

総株主の議決権 〇〇〇〇個

出席株主の数 〇名

出席株主の議決権数 〇〇〇〇個

上記のとおり総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、本会は、議決権を有するすべての株主の同意を得て、会社法所定の招集手続を省略し、適法に成立したので、代表取締役 乙山 二郎 は、定刻議長席に着き開会を宣するとともに直ちに議案の審議に入った。

第1 取締役・代表取締役・支配人

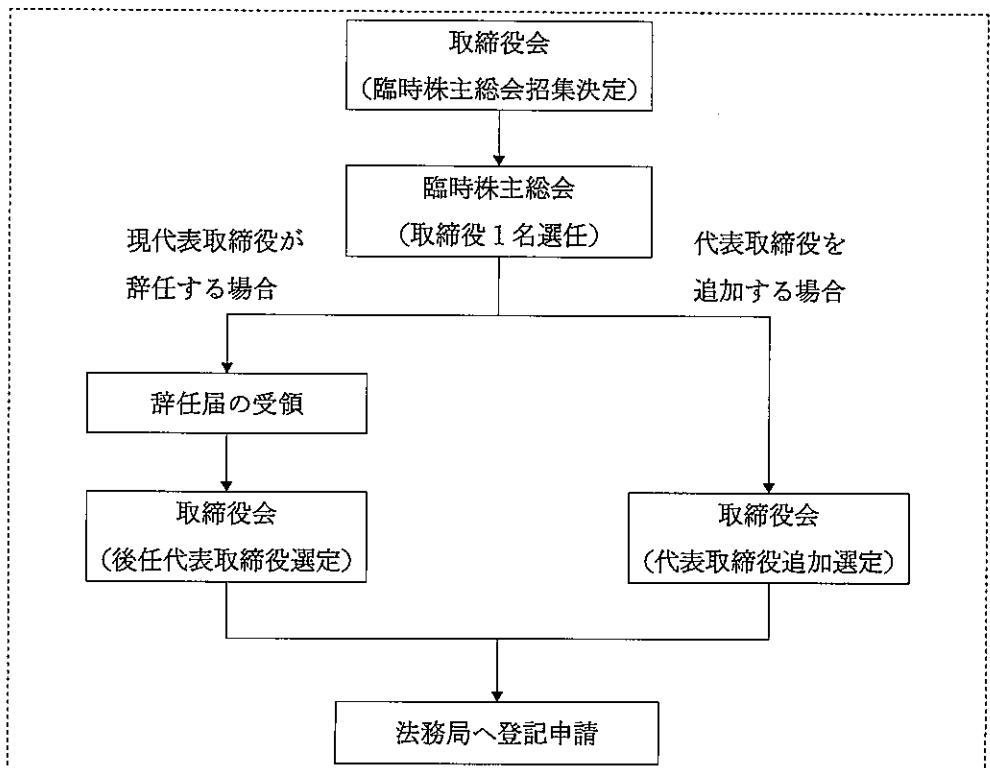
○取締役を増やして代表取締役に就任させるとき

事例

当社は取締役5名、代表取締役1名の会社ですが、この度取締役1名を増員し、現在の代表取締役が辞任して増員取締役を後任の代表取締役に就任させたいと考えています。この場合どのような手続が必要でしょうか。

また、現在の代表取締役が辞任せず増員取締役を代表取締役として追加する場合はどうでしょうか。

手続の流れ



ポイント

◆現在取締役でない者を代表取締役に就任させることはできないので、まず株主総会を開催して取締役に就任させる必要があります。

1 株主総会で取締役を増員する

取締役会設置会社においては株主総会で代表取締役を選定することはできず、必ず取締役会で選定しなければなりません(会社362③)。また、代表取締役は現に取締役に就任している者の中から選定する必要がありますから、取締役に新たに就任する予定の者をあらかじめ代表取締役に選定することはできません。ただし、取締役の権利義務を有する者(会社346①)、一時取締役の職務を行うべき者(会社346②)および取締役の職務代行者(会社352①)を代表取締役に選定することは差し支えありません。

したがって、本事例の場合には、代表取締役に就任させたい者をまず株主総会において取締役として選任し、就任の承諾を得ておく必要があります。なお、取締役会設置会社においては取締役は3名以上であることを要します(会社331④)が、定款で取締役の員数の上限を定めることができます。株主総会の決議により取締役を増員した場合に定款で定めた員数を超えることとなるときは、その決議は取り消すことができるものとなりますので(会社831①ニ)、この場合には、その株主総会において定款を変更し員数の上限を増やしておくことが必要となります。

2 代表取締役の選定

取締役会設置会社においては代表取締役は取締役会で選定することを要しますが、定款で決議要件を加重しない限り、取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行います(会社369①)。代表取締役に選定された者はその就任を承諾することによって代表取締役に就任します。

定款で代表取締役の員数を1名に限定している会社が代表取締役を1名追加するときは、定款を変更して代表取締役の員数を増やしておく必要があります。

なお、代表取締役のうち少なくとも1名は日本に住所を有していなければなりません(昭59・9・26民四4974)。

3 登記申請手続

(1) 現代表取締役が辞任し後任代表取締役が就任した場合

取締役1名就任の登記、現代表取締役辞任の登記および新代表取締役就任の登記を新代表取締役が申請人となって申請します。

(2) 現代表取締役が辞任せず新代表取締役を追加した場合

取締役1名就任の登記および新代表取締役就任の登記を申請します。この場合、2名の代表取締役は各自代表権を有していますので、どちらか一方が申請人となります。

(3) 取締役会を置かない会社が、取締役1名増員と同時に定款を変更して取締役会設置会社とし、取締役会において現代表取締役および新代表取締役を選定した場合

申請すべき登記の内容は次のとおりです。

- ① 取締役1名の就任の登記
- ② 取締役会設置会社の定め設定の登記
- ③ 新代表取締役の就任の登記（現代表取締役の就任の登記は不要）

関係書類

主な関係書類の名称

(1) 現代表取締役が辞任し、後任代表取締役が就任した場合の登記申請手続

- 臨時株主総会議事録
- 取締役の就任承諾書（または株主総会議事録の記載を援用）
- 代表取締役の辞任届（または取締役会議事録の記載を援用）
- 取締役会議事録
- 代表取締役の就任承諾書（または取締役会議事録の記載を援用）
- 新代表取締役の印鑑証明書
- 登記申請書

(2) 現代表取締役が辞任せず、新代表取締役を追加した場合の登記申請手続

●臨時株主総会議事録

- 取締役の就任承諾書（または株主総会議事録の記載を援用）
- 取締役会議事録
- 代表取締役の就任承諾書（または取締役会議事録の記載を援用）
- 新代表取締役の印鑑証明書
- 登記申請書

(3) 取締役会を置かない会社が、取締役1名増員と同時に定款を変更して取締役会設置会社とし、取締役会において現代表取締役および新代表取締役を選定した場合の登記申請手続

●臨時株主総会議事録

- 取締役の就任承諾書（または株主総会議事録の記載を援用）
- 取締役会議事録
- 代表取締役の就任承諾書（または取締役会議事録の記載を援用）
- 新代表取締役の印鑑証明書
- 登記申請書

会社手続二〇

●臨時株主総会議事録

第〇号議案 定款変更の件

議長は、取締役の増員に備えて定款第24条（役員の員数）を次のとおり変更したい旨述べ変更理由を詳細に説明した後その賛否を議場に諮ったところ、満場異議なく提案のとおり承認し、可決確定した。

（変更前）

第24条 当会社に取締役5名以内および監査役2名以内を置く。

（変更後）

第24条 当会社に取締役8名以内および監査役2名以内を置く。

第〇号議案 取締役1名選任の件

議長は、取締役の員数を増員し当会社の業務執行体制をより強化させるため下記の者を取締役に選任したい旨を述べてその賛否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれを承認し、被選任者は本議場にて就任を承諾したので可決確定した。

取締役 乙山 二郎

二五四ノ二

●取締役会議事録

議案 代表取締役辞任につき後任者選任の件

議長は、現代表取締役 丁野 一郎 は本取締役会終結と同時に代表取締役を辞任するので、その後任者を選定したい旨述べて一同に諮ったところ、協議の結果全員一致をもって次の者を新代表取締役に選定することに可決確定した。

なお、被選任者は本議場にて就任を承諾した。

代表取締役 乙山 二郎

●臨時株主総会議事録

第〇号議案 取締役1名選任の件

議長は、取締役1名増員につきその理由を説明した後、下記の者を取締役に選任したい旨を述べてその賛否を議場に諮ったところ、満場異議なく承認し、被選任者は本議場において直ちに就任を承諾したので可決確定した。

取締役 乙山 二郎

第〇号議案 定款変更の件

議長は、取締役の増員と同時に取締役会を設置することとしたい旨を述べ、その理由を詳細に説明した後、当社の定款第4条（機関）および第24条（取締役の員数）を次のとおり変更することを提案し、その賛否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれを承認し、原案のとおり可決確定した。

（変更前）

第4条 当会社に次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役
- (3) 監査役

第24条 当会社に取締役3名以内を置く。

（変更後）

第4条 当会社に次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役
- (3) 監査役
- (4) 取締役会

第24条 当会社に取締役3名以上5名以内を置く。

●取締役会議事録

第〇号議案 代表取締役2名選定の件

議長は、当社の定款を変更して取締役会を設置したことに伴い改めて本取締役会において代表取締役を選定する必要がある旨を述べ、取締役総数4名の中から下記2名を代表取締役として選定することを提案し一同に諮ったところ、全員一致をもって議長提案のとおり承認し可決確定した。

なお、被選定者はいずれも議場において就任を承諾した。

代表取締役 丁野 一郎 (再任)

代表取締役 乙野 二郎 (新任)